

土総第597号
令和4年12月8日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

現場代理人の現場常駐義務の緩和については、平成28年10月23日付け土総第518号により通知しているところです。

このたび、令和5年1月1日に建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され技術者の専任要件が緩和されることに伴い緩和要件を改正することとし、別添のとおり関係各課あて通知しましたのでお知らせします。

貴会におかれては取扱いについて会員の方々に周知いただきますようお願いいたします。

土総第597号
令和4年12月8日

総務部 営繕課長 様
防災部 消防総務課長 様
隠岐支庁 農林局長 様
隠岐支庁 水産局長 様
隠岐支庁 県土整備局長 様
農林水産部 各課長 様
各農林振興センター所長 様
各水産事務所長 様
土木部 各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道管理事務所長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について (通知)

現場代理人の現場常駐義務の緩和については、「島根県公共工事請負契約約款」第10条第3項により規定し、その取扱いについては、平成29年10月23日付け土総第518号により通知しているところです。この度、建設業法施行令の一部を改正する政令が令和5年1月1日に施行され技術者の専任要件が緩和されることに伴い、現場代理人の緩和要件を下記の通り改正することとしましたので、適切な運用をお願いします。

また、兼務する工事間の考え方についても、平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて (改正)」を準用し改正することとしました。

なお、本通知により平成29年10月23日付け土総第518号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について (通知)」は廃止します。

記

1. 緩和する措置の内容 (注) _____部分が変更箇所

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に 4,000万円未満 (建築一式工事にあつては 8,000万円未満) であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ 工事現場の相互の間隔が10km程度まで であること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事

現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2. 兼務の承認手続き

現場代理人の兼務を承認するまでの流れは以下のとおり。

- (1) 発注者は入札公告又は指名通知の際、設計図書に別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」を添付してPPIに掲載する。
- (2) 発注者は様式1による受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。
- (3) 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認しない場合には様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

3. 緩和措置の適用に当たっての留意事項等 (注) _____部分が変更箇所

緩和措置の適用に当たっては以下の点に留意することとする。

- (1) 兼務の承認に当たっては事前に関係者間で協議・調整を行い、確認事項を書面で残しておくこと。
- (2) 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合又はその他発注者が必要と認める場合には兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。
- (3) 道路維持管理一括業務等の建設業者に対して発注する委託については、以下の要件を満たすと発注者が判断する場合に限り、建設工事の現場代理人が道路維持管理一括業務等の現場責任者と合わせて2件まで兼務することができるものとする。
 - ①建設工事の契約金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が4,000万円未満であること。
 - ②兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものになり、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
 - ③発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

4. 適用日

令和5年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

なお、令和5年1月1日以前に入札公告又は指名通知をした工事については、発注者の判断とする。

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い

1. (現場代理人の常駐義務の定義)

島根県公共工事請負契約約款第10条第2項により、工事現場への常駐を義務付けている。

ここにおける「常駐」とは、当該工事を担当しているだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合をのぞき、常に工事現場に滞在しているということである。

2. (現場代理人の常駐義務の緩和の定義)

「常駐義務の緩和」とは令和4年12月8日付土総第597号に規定する現場代理人の兼務に加え、3. (常駐義務の緩和期間) で規定する期間において工事現場への滞在を要しないことを意味する。ただし、この場合においても現場代理人は発注機関と常時携帯電話等で連絡が取れる状況にあることを要する。

3. (常駐義務の緩和期間)

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合は、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。ただし、下記に該当する期間においても、発注機関の判断により現場代理人の常駐を求める場合がある。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成通知書を発注機関へ提出し、完成検査が終了するまでの期間
- (5) 上記に掲げる期間のほか工程上、又は天候状況等の理由で現場作業を行わない期間
- (6) その他、発注機関が認めた期間

(例示)

- ・法定休暇、忌引等の慶弔休暇又は病気休暇のように作業期間中にもかかわらず取得が必要な休暇の場合
- ・職務に関連する研修を受講する場合
- ・現場責任者会議(職長会議)等のように会社が開催する会議に出席する場合

※ただし、常駐できない理由、この期間の連絡方法等を発注機関へ申し出て発注機関の了承を得ること。加えて、この期間に主任技術者(監理技術者)も工事現場に滞在できない場合は代役を立て、代役の氏名についても申し出ることとする。

なお、この場合の代役は、当該工事現場の運営、取締りを常駐して行うものとするが、島根県公共工事請負契約約款第10条第2項で定めるその他の権限は行使することはできないものとする。

また、産前産後休暇、病気療養等により現場代理人の不在が長期にわたると発注機関が判断した場合は、現場代理人の変更を行うこと。